

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄における雇用促進のための税制上の特例措置（新設）
2	要望の内容	<p>「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）を踏まえ、雇用の創出のほか、正規雇用化、育児支援、障がい者雇用の視点から、雇用に関連した一定の要件を満たした企業に対し、税負担を軽減する措置を講ずる際に、全国と比べて雇用環境が一段と厳しい沖縄の状況を踏まえ、新規雇用や正規雇用に努めている一定の企業を対象に、税制上の特例措置を設ける。</p> <p>（想定される特例措置の対象例）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 沖縄県内において特に新規雇用や正規雇用に努めている一定の企業・ 沖縄振興特別措置法に基づき指定されている産業振興のための各地域地区（注）において一定の事業を行う企業 <p>（注）観光振興地域、情報通信産業振興地域、情報通信産業特別地区、産業高度化地域、自由貿易地域、特別自由貿易地域、金融業務特別地区</p> <p>（想定される特例措置の内容例）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 新規雇用促進 正社員を新規又は継続雇用した場合、当該社員の教育訓練費・人件費等の一定割合を税額控除又は繰越控除・ マッチング支援 トライアル雇用期間中の教育訓練費・人件費や中小企業の人材確保のための募集費用・教育訓練費・人件費等の一定割合を税額控除・ 正規雇用促進 正規雇用の割合が一定以上の企業について、教育訓練費・人件費等の一定割合を税額控除 <p>※具体的な対象範囲、内容については、雇用促進税制等PTにおける全国的な雇用促進税制の内容を、沖縄の特性を踏まえたものになるよう更に検討</p>
3	担当部局	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）
4	評価実施時期	平成22年10月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望

6	適用又は延長期間	<p>現行の沖縄振興特別措置法等に基づき、各地域・地区が指定されている期間（平成 24 年 3 月 31 日まで）</p>	
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全国と比べて雇用環境が一段と厳しい沖縄の状況を踏まえ、新規雇用や正規雇用に努めている一定の企業を対象に、税制上の特例措置を設け、雇用の創出と安定化（正規雇用化）を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興計画(平成 14 年 7 月沖縄振興計画)</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 完全失業率の改善、就業者数の増加 （参考）沖縄県の目標（H19～H22） （平成 19 年 5 月 みんなでグッジョブ運動推進計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね 4 万人の雇用の拡大 ・ 完全失業率を 4 % 台（全国平均並み）に改善
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 完全失業率の改善、就業者数の増加</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 下記の予算上の措置に加え、税制上の措置を講ずることにより、求人を行う企業に対する支援を強化し、新規雇用の創出や安定化（正規雇用化）がさらに推進されることになる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p>	<p>新規雇用や正規雇用に努めている一定の企業</p> <p>※ 具体的な対象範囲については、雇用促進税制等 P T における全国的な雇用促進税制の内容を、沖縄の特性を踏まえたものになるよう更に検討。</p> <p>（参考）沖縄県内の法人税の申告状況（平成 20 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告件数 19,329 件 ・ 黒字申告割合 35.6% ・ 申告税額 395.6 億円
		<p>② 減収額</p>	<p>試算中</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇)</p> <p style="text-align: center;">—</p>

		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)	—
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)	—
		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)	—
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	沖縄の地理的特性（製造業の集積による大規模な雇用が困難等）を踏まえ、企業側に雇用の創出・安定化に向けたインセンティブを付与することは妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用戦略プログラム推進事業 80 百万円 （県外インターンシップ支援、県外研修派遣の支援等） ・ BPO人材育成モデル事業 20 百万円（就職に向けた研修等の支援等） ・ 地域巡回マッチングプログラム事業 38 百万円 （離島地域も含めた県内各地域でのマッチング機会の提供等） ・ 沖縄型産学官・地域連携グジョブ事業 48 百万円 （ジョブシャドウイングの普及による学童期からの就業観の涵養） ・ 若年者ジョブトレーニング事業 133 百万円 （若年者を対象にした職場訓練、マッチングの実施） ・ 子育てママの就職技術力向上支援事業 44 百万円（託児機能付の研修等） <p>求職者のスキルアップや求職活動への支援（マッチング機会の提供等）を中心とした上記の予算措置に加え、今回の税制上の特例措置を通じて、求人を行う企業側にも雇用の創出・安定化（正規雇用化）のインセンティブが直接働くことにより、雇用状況の改善がより図られることになる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	今回の税制上の特例措置は、全国的な雇用促進税制について、沖縄振興の観点から、沖縄の特性を踏まえたものにするものであり、沖縄県及び管下市町村が協力することは、相当。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—